

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第79回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

令和7年3月10日（月）10:00～10:46

2 場所

福岡高等裁判所1202号会議室

3 出席者

（委員）片山昭人（委員長）、熊野直樹、作間功、澁谷博之、所浩代（敬称略。五十音順）

（庶務）杉光総務課長、阿部総務課課長補佐

（説明者）松永事務局長

4 議題

（1） 令和7年10月から令和8年1月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報収集について

（2） 司法修習後の判事補任命候補者について

（3） 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果について（報告）

（4） 議事要旨の記載について

5 審議資料（添付省略）

（1） 2月21日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

（2） 2月12日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

6 協議等

（1） 新委員の紹介

協議に先立ち、退任した永幡委員の後任として、澁谷委員が紹介された。

（2） 令和7年10月から令和8年1月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報収集について

ア 庶務から、審議資料（1）のとおり指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を6月4日（水）までに指名諮問委員会に送付するよう通知があった旨説明された。

イ 庶務から、各指名候補者の情報収集方法の概要並びに別紙第1及び別紙第2の依頼文書（案）について説明され、審議の結果、別紙第1及び同第2の依頼文書案を各検察庁及び各弁護士会宛てに送付して情報提供を依頼することが了承された。

ウ イの情報提供依頼に当たっては、引き続き地域委員会庶務において、依頼文書の発送の際に送付先に対し、期限遵守について連絡することとされた。

（3） 司法修習後の判事補任命候補者について

庶務から、本年３月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者（第７期）について、２月１２日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長から福岡地域委員会地域委員長宛ての通知文書により、当地域委員会に関する指名候補者名簿及び参考として全国の指名候補者名簿が送付されていること、通知文書によると、これらの候補者に関しては、４月１１日に予定されている指名諮問委員会で審議・答申される予定となっており、特に情報収集を行う必要はないが、指名の適否に関する特段の情報が寄せられた場合には、庶務から各委員に連絡の上、指名諮問委員会に報告することとしたい旨の説明が行われ、全委員が了承した。

(４) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果について（報告）

庶務から、令和６年１２月６日、指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに弁護士任官候補者について答申されたことが報告された。

(５) 議事要旨の記載について

前回の福岡地域委員会の期日の終了後、委員から、情報収集の対象となった指名候補者の人数や情報提供のあった指名候補者の人数、情報提供者の内訳（弁護士、検察官の各人数）及び通数（以下「情報提供の通数等」という。）について議事要旨に記載すべきではないかとの提案があった。そこで、庶務から、情報提供の通数等を議事要旨に記載していない理由を聴取した上で、情報提供の通数等を議事要旨に記載する意義やこれに伴う弊害等について協議が行われた結果、情報提供の通数等を議事要旨に記載することの当否については、下級裁判所裁判官指名諮問委員会に確認することとされた。

７ 次回期日

次回の福岡地域委員会（第８０回）の期日が、次のとおり指定された。

令和７年５月２３日（金）午前１１時

以上

令和 7 年 3 月 〇 日

〇〇検察庁の長 殿 <各別に宛先記載>

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 片 山 昭 人

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和 7 年下半期（令和 7 年 1 0 月から令和 8 年 1 月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報（具体的な事実）を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官

からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、自ら体験した事実について各別に、各検察官から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒 8 1 0 - 8 6 0 8

福岡市中央区六本松 4 丁目 2 - 4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 0 9 2 - 7 8 1 - 3 1 4 1

(内線 2 1 0 0 総務課長杉光、2 1 0 1 総務課課長補佐阿部)

令和7年3月〇日

〇〇弁護士会長 殿 <各別に宛先記載>

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 片山 昭人

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和7年下半期（令和7年10月から令和8年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報（具体的な事実）を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和7年5月16日（金）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供

は、自ら体験した事実について各別に、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

おって、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区六本松4丁目2-4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

(内線2100総務課長杉光、2101総務課課長補佐阿部)